

富山県立南砺平高等学校 学校運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定、富山県教育委員会「富山県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」に基づき、富山県立南砺平高等学校に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定める。

(趣旨)

第2条 協議会は、富山県教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域住民等(以下「保護者等」という。)の学校運営への参画並びに保護者等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒の健全育成に取り組むものとする。

(学校運営協議会の名称)

第3条 協議会の名称は、「南砺平高校運営協議会」と称す。

(委員の構成等)

第4条 協議会の委員(以下「委員」という)は、15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 校長
- (4) 学識経験者
- (5) 本校の運営に資する活動を行う者
- (6) 関係機関の職員(行政機関、地域組織、地域の小中学校)
- (7) その他、教育委員会が適当と認める者

2 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、任命した日から当該任命の日の属する年度の末日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 協議会は、協議会の円滑な運営を図るとともに、具体的な事項を検討するため、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会で検討した事項は、協議会に報告する。
- 3 部会の運営その他部会に関し必要な事項は、別に定める。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が校長と協議の上招集し、その議長となる。但し、会長及び副会長が選出されてないとき、又は緊急を要するときは、会議は校長が招集し、運営することができる。

また、年度ごとに2～3回を目安として開催する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害関係を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

- (1) 職員の採用その他の任用に関する事項を議事とする場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、協議会が会議を公開すべきではないと認める場合
- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
 - 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(学校運営に関する基本的な方針の承認および評価)

第10条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び教育方針並びに教育計画に関する事項
 - (2) 校長が地域の住民や生徒の保護者その他の関係者に対して、運営に関する必要な協力を求める事項
 - (3) その他校長が必要と認める事項
- 2 校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。
 - 3 協議会は、前項における学校運営状況等について評価を行うものとする。

(意見の申し出)

第11条 協議会は、学校の運営に関する事項並びに職員の採用その他の任用に関する事項について、校長の意見を聴いた上で、校長を経由して教育委員会に対して意見を述べることができる。

なお、その際は当該意見を記載した書面を提出するものとする。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、学校が行う。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営、その他協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。